

(別紙)

## 指定訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置要件について

令和3年7月30日作成  
横浜市健康福祉局介護事業指導課

### 1 目的

本文書は、本市内に所在する指定訪問看護事業所（みなし指定を除く。）の出張所（以下「サテライト」という。）の設置に関する取扱いの指針を示すものである。

### 2 用語の定義

本文書で用いる用語の定義を以下に示す。

#### (1) 本体事業所

介護保険法の規定に基づき本市が指定した訪問看護事業所。解釈通知における「本体の事業所」と同義。

#### (2) 出張所（サテライト）

本市の定める設置要件を満たし、本体事業所と一体的に運営される介護保険サービス提供拠点。解釈通知における「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」と同義。

### 3 訪問看護サテライトの設置要件

#### (1) 設置要件

本体事業所とは別にサービス提供等を行う拠点のうち、下表に示すすべての要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所のサテライトとして設置することができる取扱いとする。当該要件は、解釈通知に定める要件について本市の実情等を踏まえ具体化したものである。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

表 本市における訪問看護サテライトの設置要件

No.	要件
1	利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
2	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
3	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
4	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
5	人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
6	1箇所の本体事業所に係るサテライトの数は、最大1箇所であること。
7	サテライトの所在地は、原則として本市内における本体事業所の所在区内又は隣接区内であり、かつ運営規程に定める通常の実施地域に含まれること。
8	本体事業所と一体的に運営されること、及び当該拠点がサテライトであることを明示する名称であること。
9	設置目的・運営形態等が、事業所指定の原則及びサテライト制度の趣旨に反するものでないこと。

## (2) 特記事項

- ① 各要件の該非は、4項に示す届出書類一式により総合的に判断されるものとする。
- ② 要件8に示すサテライトの名称は、例えば次のような構成が想定される。  
「本体事業所名」＋「サテライト」又は「出張所」
- ③ 要件9において、本体事業所の指定申請と同時にサテライト設置の届出を行うことや、現に指定を受けている事業所を廃止しサテライトに転換することは想定されない。

## 4 サテライト設置の届出手順

サテライト設置の届出については、本体事業所に係る変更届として次のとおり取り扱うものとする。設置予定年月日は各月1日付とし、十分な日程上の余裕を持って設定すること。

なお、提出書類・提出方法・様式等の詳細については、以下に示す本市ホームページを参照のこと。

### (1) 事前相談

サテライトの設置に当たっては、事業所指定に準ずる手続であることを踏まえ、設置予定年月日の属する月の1月以上前に、健康福祉局介護事業指導課へ事前相談を行うこと。その際、別途定める様式に必要事項を記載のうえ、添付書類一式とともに提出すること。本市は3項に示す設置要件への該非を判定し、結果を提出者に通知するものとする。

### (2) 変更届の提出

事前相談において3項に示す設置要件をすべて満たすことが確認された書類一式に基づき、設置予定年月日の属する月の前月15日までに変更届を提出すること。なお、サテライト設置に際して本体事業所の変更を要する場合の届出についても同様の取扱いとする。

※変更届に関する本市ホームページ

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護  
> 事業者指定・委託等の手続き > 居宅・施設サービス関連  
> 2 変更・廃止・休止・再開届 > 訪問看護【変更】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/2henko/04.html>

## 附則

(適用開始日)

本取扱いは、令和3年8月1日から適用とする。

【本文書についての問い合わせ先】  
健康福祉局 介護事業指導課 居宅サービス担当  
TEL：045-671-3413  
FAX：045-550-3615